

門真市子ども悩み相談サポートチーム事業における
スクールソーシャルワーカーの募集要項

職種/募集人数	スクールソーシャルワーカー / 1人
職務内容	・児童、保護者、学校等からの面接又は電話による相談及び相談内容に応じた他の関係機関への連絡又は紹介 ・児童、保護者等へのケア及びサポート ・ケース会議の実施 ・学校に対して課題解決のための支援、助言等 ・門真市教育支援センター「かがやき」との連携 ・学校及び関係機関等とのコーディネート ・学校が実施するケース会議等における福祉的視点からのアセスメントとプランニング ・教育委員会や各小・中学校・義務教育学校が主催する教職員研修等での講師 ・サポートチーム構成員、スクールカウンセラー等との連携 ・教育委員会の指示による研修会等への参加 ・スクリーニングシートの点検 ・その他所属長が必要と認めたもの
任用期間	令和8年10月1日～令和9年3月31日 ※採用決定後に必要な手続きを行い、令和8年10月1日以降で勤務可能な最短日を任用開始日とする。
試用期間	あり ※任用1箇月は条件付採用となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。
受験資格	(1)社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する社会福祉士をいう。）の資格を有する者又はその資格に準ずると認められる者 (2)地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者 (3)スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意及び識見を有する者
勤務日	週2回（火曜日・木曜日）
勤務時間	5時間（12:45～17:45） ※原則は上記の勤務時間であるが、業務の都合により開始時刻や終了時刻が変更となる場合がある。
勤務場所	門真市教育委員会、門真市立小・中学校・義務教育学校

門真市子ども悩み相談サポートチーム事業における
スクールソーシャルワーカーの募集要項

報酬等	時給 5000 円（交通費を含む） 期末手当なし
社会保険	なし

地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する者は受験することができません。